

国道利第6号
国道メ企第38号
国道環第49号
令和5年6月28日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局
路政課長
国道・技術課長
環境安全・防災課長

道路法第37条による占用禁止又は制限に係る当面の運用について

従前、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第37条による道路の占用の禁止又は制限に関して、電柱による道路の占用を禁止する日として道路管理者が公示した日より前になされた、法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱（以下、「既設電柱」という。）については、当分の間、占用を認めることとし、指定した期日ののちに新たに設置される電柱（以下、「新設電柱」という。）に対してのみ、占用の禁止を行っていたところであるが、令和5年6月28日から既設電柱に対しても、占用の禁止を実施することとした。

法第37条の規定に基づく電柱による占用の禁止の取扱いについては、下記のとおり取り扱うこととするので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通規制課、経済産業省資源エネルギー庁電力基盤整備課及び総務省情報流通行政局衛星・地域放送課、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課並びに送配電網協議会、日本電信電話（株）と協議を経たものであることを、念のため申し添える。

記

第1 電柱による道路の占用の禁止を実施する方法

1 電柱による道路の占用の禁止を実施する区域

(1) 新設電柱による道路の占用を禁止する区域

交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める区域（法第37条第1項第1

号関係)、幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合(同項第2号関係)及び災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める区域(同項第3号関係)について新設電柱による道路の占有を禁止することとする。

なお、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める区域については、緊急輸送道路に加え、都道府県又は市町村が定める地域防災計画等において、防災上重要と位置づけられている道路等のうち必要なものについても対象とする。ここで、「都道府県又は市町村が定める地域防災計画等において、防災上重要と位置づけられている道路等のうち必要なもの」については、例えば、次のアからオまでに掲げるものが考えられるが、これにとらわれることなく、都道府県又は市町村において定められた計画等を踏まえ、道路管理者として必要と認める道路について指定するものとする。

ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、地方公共団体が作成した地域防災計画に定められた避難路

イ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき、地方公共団体が作成した地域防災計画に定められた避難路

ウ 津波対策の推進に関する法律(平成23年法律第77号)に基づき、地方公共団体が作成した計画に定められた避難路

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、地方公共団体が作成した地域防災計画に定められた避難路

オ アからエに掲げる避難路以外で、災害時に重要な役割を果たす路線として、都市計画マスタープラン等、地方公共団体が作成した計画に定められた道路

(2) 既設電柱による道路の占有を禁止する区域

1(1)に定める法第37条第1項第3号関係のうち、無電柱化事業の事業中又は予定している区間や地域防災計画上、電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など、防災上の優先度の高い区間として、第2-1に定める「既設電柱占有制限導入計画」に定める区域について対象とする。

なお、防災・強靱化目的のための無電柱化の推進については、無電柱化推進計画(令和3年5月25日国土交通大臣決定)において、

市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間を除き道路管理者が主体的に実施する。

長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施する。

上記が重複する区間は道路管理者、電線管理者が連携して実施する。とされていることに留意すること。

2 指定の時期について

(1) 新設電柱

1 (1)の道路区域について必要に応じ指定すること。なお、既に指定しているものについて本通知を踏まえ再度指定する必要はない。

(2) 既設電柱

既設電柱の占用の禁止を行う際には、「既設電柱占用制限導入計画」に基づき、占用の禁止を開始する区域毎に、順次、既設電柱による占用を禁止する道路の区域を指定すること。

3 公示日から占用の禁止を開始するまでの間

(1) 新設電柱

公示後、第三者への周知期間として必要な期間を確保した上で、速やかに占用の禁止を開始する。

(2) 既設電柱

ア 公示後、一定の期間（以下「猶予期間」という。）の日以降に占用の禁止を開始する。

イ 猶予期間は、最大10年とする。ただし、電線共同溝の建設又は増設が予定されていること等により、10年より短い期間とすることができる場合には、その期間とする。

ウ 2(2)に定める指定をした道路の区域について、道路管理者は、電線管理者から、公示後速やかに第2-2に定める「既設電柱撤去計画」により撤去に向けた計画の報告を受けるとともに、その進捗状況の報告を受けるものとする。

4 電柱による占用の禁止を実施した区域における特別の事由がある場合の取扱い

(1) 新設電柱による占用を禁止する道路の区域における例外

以下のア、イの場合であって、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、仮設の電柱の設置を認めることとする。（原則2年間）

ア 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合

イ 宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合

ここで、「直ちに道路区域外に用地の確保ができない」場合とは、電柱を設置するために必要な用地の使用について、直ちに用地の所有者の了解が得られないと認められる場合（イの場合にあっては、用地の所有者が、新たに電力・通信サービスの供給を望む者と同一の場合を除くこととし、用地の所有者との全ての交渉記録等を要することとする。）、又は、物理的に電柱を設置する場所が道路区域の他に存在しないと認められる場合とする。

また、仮設の電柱を設置した場合において、占用期間の延長は認めないこととする。ただし、電線類の地中化工事を実施する場合であって、工事始期又は

事業予定年次が明確であるときは、当該工事の完了までの間、占用期間の延長を認めることができる。

なお、仮設の電柱を設置する必要が生じた、又は仮設の電柱の占用期間を延長する必要が生じたことにより、電気事業者、電気通信事業者等が占用許可申請を行おうとする、又は行ったときには、道路管理者は、国土交通省道路局路政課（以下「本省」という。）に相談すること。

(2) 既設電柱による占用を禁止する道路の区域における例外

災害等によりやむを得ない事情がある場合には、占用の禁止の内容を変更し、必要な期間、猶予期間を延長することができるものとし、その際には必要な期間を加味した猶予期間を内容とする指定を改めて行うこと。

この際、占用の禁止の内容を変更し、猶予期間を延長しようとする場合は、道路管理者は、本省へ相談すること。

5 警察協議

占用を禁止し、又は制限する道路の区域を指定しようとする場合においては、法第 37 条第 2 項に基づき、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に当該道路の占用を禁止し、又は制限する理由及び区域について別記様式 1 により、協議しなければならない。禁止又は制限を解除しようとする場合も別記様式 2 により同様に行うこと。

なお、当初の警察署長協議に当たって、警察署長協議書に添付する図面については、縮尺 5 万分の 1 程度のものとする。ただし、警察署長から求めがあるなど特に必要が生じた場合は、詳細が分かる図面を追加で提出すること。

道路区域の変更等により新たに区域を指定しようとする場合、又は指定した区域の一部を解除しようとする場合には、あらかじめ警察署長と調整を図るなどして、当該変更部分が分かる程度の図面を警察署長協議書に添付すること。

6 意見聴取

(1) 新設電柱

新設電柱による占用を禁止する道路の区域を指定しようとする場合には、地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会を活用するなどして、あらかじめ関係地方公共団体の防災担当部局、電気事業者、電気通信事業者等の関係事業者及び防災に知見を有する有識者等の意見を聴取することとする。

(2) 既設電柱

既設電柱による占用を禁止する道路の区域を指定しようとする場合における、関係事業者及び防災に知見を有する有識者等からの意見聴取については第 2 4 に記載の「既設電柱占用制限導入計画」の策定に際しての意見聴取をもって代えるものとする。

7 公示及びHPへの掲載

占用を禁止し、又は制限する道路の区域を指定しようとする場合においては、法第 37 条第 3 項に基づき、あらかじめその旨を公示しなければならない。この

とき、各地方整備局等のホームページに掲載するなどの適切な方法により周知を図ることとする。

なお、区域の指定を解除しようとする場合においても同様に周知を図ることとする。

第2 「既設電柱占用制限導入計画」及び「既設電柱撤去計画」等について

1 「既設電柱占用制限導入計画」

「既設電柱占用制限導入計画」には、既設電柱を撤去する路線名、区域、撤去する電柱本数等を定めること。なお、他の道路管理者が管理する道路と一体的に電柱の占用の禁止を実施することによりその効果が発揮される場合には、当該道路管理者との間で調整を行い、「既設電柱占用制限導入計画」を定めること。

2 「既設電柱撤去計画」

「既設電柱撤去計画」での報告を受ける際は、「既設電柱占用制限導入計画」に基づき公示された内容毎に、既設電柱を撤去する路線名、区域、年度毎に撤去する電柱本数等について報告を受けること。なお、「既設電柱撤去計画」及びその進捗状況については、道路管理者に報告したのちに、電線管理者により地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会で共有されることとなった。

3 公表

「既設電柱占用制限導入計画」を作成したとき、若しくは電線管理者から「既設電柱撤去計画」の報告を受けたとき、又はその進捗状況の報告を受けたときについては、各地方整備局等のホームページ等により公表するものとする。

4 意見聴取

「既設電柱占用制限導入計画」を作成しようとする場合には、地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会を活用し、あらかじめ関係地方公共団体の防災担当部局、電気事業者、電気通信事業者等の関係事業者及び防災に知見を有する有識者等の意見を聴取することとする。

第3 電柱による占用を禁止する道路の区域における例外の適用に当たっての本省への相談について

1 仮設電柱の設置に当たっての本省への相談について

(1) 目的

第1 4 (1)に掲げる仮設電柱の設置要件の適合性に関し、仮設電柱の占用を許可する場合、各道路管理者において要件に適合すると判断した理由を本省に報告し、本省においてその内容を確認することにより、仮設電柱の設置（特に、第3 1 (2) アに定める仮設電柱の設置事由②への該当性）に係る運用の統一を図ることとする。なお、当該報告は、別記様式3によること。

(2) 本省における確認事項

ア 仮設電柱の設置事由※に該当すると認めた理由

例) 令和〇年〇月に商業施設〇〇が竣工される予定であり、新たな電力・通信サービスの需要に対応するため、図面のとおり、〇本の仮設電柱を建てる必要があることを確認した。なお、既存電柱の移設、既存電柱への電線の増設、他ルートからの供給によっては当該需要に対応できないことを確認した。

例) 令和〇年〇月〇日に発生した〇〇地震により、〇〇地区の電力・通信サービスの供給が途絶え、図面のとおり、〇本の仮設電柱を建てる必要があることを確認した。なお、既存電柱の更新・移設、他ルートからの供給によっては当該サービスの復旧に対応できないことを確認した。

例) 〇〇地区において、道路の拡幅事業と同時に進めている地中化事業の実施に伴い、既存の電力・通信サービスの供給が途絶えるおそれがあることから、令和〇年〇月予定の事業完了までの間、図面のとおり、〇本の仮設電柱を建てる必要があることを確認した。

※ 仮設電柱の設置事由

- ① 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合
- ② 宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合
- ③ 道路法第71条第2項の各号に該当する場合の電柱の移設等が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えるおそれがあることから、新たな電柱の設置が必要な場合
- ④ 信号機その他の警察が設置・管理する施設・設備の新設に当たって、当該施設・設備に電力を供給し、又は通信を確保するため、新たな電柱の設置が必要な場合

イ 「直ちに道路区域外に用地の確保ができない」と認めた理由

例) 図面のとおり、電柱を道路区域外に建てられる余地はあるが、〇〇電力から提出された用地の所有者（又は事業主）との令和〇年〇月からの〇回の交渉記録から、事業者側の努力によっては直ちには当該用地の所有者の了解が得られないことを確認した。また、新たに電力・通信サービスの供給を望む〇〇が、物理的に建柱可能な用地を所有していないことも確認した。

例) 図面のとおり、道路区域の外が崖になっており、物理的に電柱を設置する場所が道路区域の他に存在しないことを確認した。

ウ 仮設電柱の撤去の見通し

例) 〇〇電力によると、仮設電柱の設置後も用地の所有者と交渉を行い、了解が得られ次第、令和〇年〇月までに、民地に移設する予定であると聞いている。

例) 仮設電柱を設置する道路の無電柱化事業の実施時期について、令和〇年〇月に開催予定の地方ブロック無電柱化協議会において、事業者と合意できる見込みである。

エ 仮設電柱の占用期間の延長を認める理由

例) 〇〇電力から提出された交渉記録により、仮設電柱の設置後、令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日の〇回にわたり、用地の所有者（又は事業主）と精力的に交渉を行ったが、引き続き、事業者側の努力によっては直ちには当該用地の所有者の了解が得られないことを確認した。

例) 仮設電柱を設置する道路の無電柱化事業について、令和〇年〇月に開催された地方ブロック無電柱化協議会において、令和〇年度から開始する予定であることを事業者と合意している。

(3) 提出資料

別記様式 3、位置図等（既設電柱の位置、仮設電柱の設置位置及び周辺の状況が分かるもの）、電柱管理者による用地の所有者との交渉記録

(4) 相談のタイミング

電気事業者、電気通信事業者等から仮設電柱を設置したいとの相談を受け、国道事務所（出張所）において、仮設電柱の占用を許可したいとの実質的な判断をしたとき。占用許可申請がなされてから標準処理期間中に本省が確認する趣旨ではなく、占用許可申請は本省からの確認を得た後に受理するよう調整すること。

ただし、仮設電柱の設置事由①に当たるとして仮設電柱の設置を認める場合であって緊急に許可を行う必要がある場合等、やむを得ず事前に本省への報告、確認に要する期間を確保できない場合は、事後報告として差し支えない。

(5) 本省が確認に要する期間

1 週間程度。

(6) 実施期間

別途通知があるまで当分の間実施することとする。

2 猶予期間の延長をするに当たっての本省への事前確認について

第 1 4 (2) に掲げる猶予期間の延長要件への適合性に関し、猶予期間を延長する場合、各道路管理者において要件に適合すると判断した理由を本省に報告し、本省においてその内容を確認することにより、猶予期間の延長に係る運用の統一を図ることとする。なお、事前確認の様式について別に定める場合は、それによることとし、それまでの間については様式自由とする。

第 4 その他

- 1 都道府県又は市町村が法第 37 条第 1 項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 2 条第 3 項に規定する電線共同溝に係る電線共同溝の占用予定者（同法第

5条第2項に規定する電線共同溝の占用予定者をいう。) に対し電線共同溝への電線の敷設工事(これに附帯する工事を含む。)に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、電線敷設工事資金貸付金の活用が可能であることから、当該貸付金の活用を希望する場合は、国土交通省道路局環境安全・防災課に相談することとする。

- 2 道路における電柱による占用の禁止に鑑み、電気事業者又は電気通信事業者以外の者による、道路における電柱に類する柱状の物件に係る占用の取扱いについては、車両の能率的な運行、歩行者の安全かつ円滑な通行、災害が発生した場合における当該物件の倒壊のおそれ等を踏まえて適切に判断すること。
- 3 無電柱化は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を目的としている。今般、法第37条第1項の規定により、車両の能率的な運行、歩行者の安全かつ円滑な通行又は災害が発生した場合における被害の拡大の防止の観点から道路上における電柱の占用を禁止することとしており、良好な景観の形成を目的としていないが、これは良好な景観の形成の目的が他の目的に比べ必要性が低いことを意味するものではない。今後、同項の規定の取扱いにかかわらず、地域の協力を得て行う軒下配線方式や裏配線方式等の多様な手法を用いて、良好な景観の形成を目的とした無電柱化にも積極的に取り組むものとする。
- 4 既設電柱による占用の禁止が行われていない道路の区域における既設電柱の占用については、当面の間、認めることとする。当該電柱の更新・移設についても、当面の間、認めることとする。

なお、法第71条第2項に基づく監督処分により移設される電柱の占用は認めない。

5 施行期日

この通知は、令和5年6月28日から施行する。

- 6 「緊急輸送道路における電柱による占用の禁止に当たっての警察署長協議の様式等について(平成28年1月8日付け国道利第15号国土交通省道路局路政課長通知)」及び「道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて」に基づく仮設の電柱の設置に係る運用について(平成28年3月25日付け国道利第21号等国土交通省道路局路政課長等通知)」については、廃止する。

道路の占用の制限に関する協議書

〇〇警察署長 殿

(道路管理者)

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり、道路の占用を制限する区域を指定することとしたいので、同条第2項の規定により協議する。

道路の種類	
路線名	
占用を制限する区域 ※別添図面参照	
制限の対象とする占用物件 ※1	ア（新設電柱の場合） 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 イ（既設電柱の場合） 上記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第37条第3項に基づく公示をする日より前になされた、同法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は同法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱
占用を制限する理由	緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 等
占用の制限の開始の期日 ※2	年 月 日

※1 協議対象となる占用物件に「○」を付けること。

※2 協議対象物件が新設電柱及び既設電柱の双方となる場合には、占用の制限の開始の期日が異なることから、それぞれの期日を記載すること。

道路の占用の制限に関する回答書

第 号
年 月 日

(道路管理者) 殿

〇〇警察署長

年 月 日付け 第 号で協議のあった道路の占用の制限について、
下記のとおり回答する。

記

別記様式 2

道路の占用の制限の解除に関する協議書

第 号
年 月 日

〇〇警察署長殿

(道路管理者)

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり、道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたいので、同条第2項の規定により協議する。

記

道路の種類	
路線名	
占用の制限を解除する区域 ※別添図面参照	
占用の制限を解除する物件	新設電柱 又は 既設電柱
占用の制限を解除する理由	
占用の制限の解除の期日	年 月 日

道路の占用の制限の解除に関する回答書

第 号
年 月 日

(道路管理者) 殿

〇〇警察署長

年 月 日付け 第 号で協議のあった道路の占用の制限の解除について、下記のとおり回答する。

記

仮設電柱_本省への事前確認

道路管理者	事務所名	路線番号	占用予定地	占用者	本数	電柱の種類	申請受理 予定日	占用許可 予定期間	設置事 由	仮設電柱の設置事由に該当 すると認めた事由	「直ちに道路区域外に用地の 確保ができない」と認めた理 由	仮設電柱の撤去の見直 し	備考
〇〇地方整備局	〇〇事務所	24	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇丁目 地先	〇〇電 力	5	第二種電 柱	R5.6.15	R5.7.1~ R6.6.30	② 令和5年6月に商業施設〇〇 が竣工される予定であり、新 たな電力・通信サービスの需 要に対応するため、図面のと おり、5本の電柱を建てる必 要があることを確認した。な お、既存電柱の移設、既存電 柱への電線の増設によつては 当該需要に対応できないこと を確認した。	函面のとおり、電柱を道路区 域外に建てられる余地はある が、〇〇電力から提出された 用地の所有者との〇〇回の交 渉記録から、事業者側の努力 によつては直ちには当該用地 の所有者の了解が得られな いことを確認した。また、新た に電力・通信サービスの供給 を望む〇〇が、物理的に建柱 可能な用地を所有していない ことも確認した。	〇〇電力によると、仮設 電柱の設置後も用地の 所有者と交渉を行い、了 済が得られ次第、民地に 移設する予定であると聞 いている。	※仮設電柱の占用期 間の延長を認めようと する場合は、その理由 を本欄に記載すること。	

国道利第7号
国道メ企第39号
国道環第50号
令和5年6月28日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局
路政課長
国道・技術課長
環境安全・防災課長

「道路法第37条による占有禁止又は制限に係る当面の運用について」に伴う
関係通知の一部改正について

「道路法第37条による占有禁止又は制限に係る当面の運用について」（令和5年6月28日付け国道利第6号、国道メ企第38号、国道環第49号）の発出に伴い、下記に掲げる通知の一部を令和5年6月28日から別紙のとおり改正するので、その取扱いに留意されたい。

記

- 1 道路法第37条の改正に伴う道路の占有の禁止又は制限に係る取扱いについて（平成27年12月25日付け国道利第13号、国道保第14号、国道交安第43号国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長、環境安全課長通知）・・・別紙1
- 2 道路法第37条の改正に伴う電柱による占有の禁止に係る取扱いについて（平成31年4月1日付け国道利第47号、国道メ企第36号、国道環第124号国土交通省道路局路政課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長通知）・・・別紙2

- 道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて（平成27年12月25日付け国道利第13号、国道保第14号、国道交安第43号国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長、環境安全課長通知）

(下線部分が改正部分)

改正後	現 行
<p>本文 (略)</p> <p>記</p> <p>1 道路法第37条の改正趣旨 災害が発生した場合において緊急輸送道路や避難路としての機能を果たすことが想定される防災上の観点から重要な道路については、道路上に設置された占有物件が地震等により倒壊するなどにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすようなことはできる限り避けなければならないところである。 このため、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路法（昭和27年法律第180号）第36条による義務占有規定を適用しないこととし、道路管理者が区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができるよう措置されたものである。</p> <p>2 当面の対象物件に関する運用方針等 電柱による道路の占有の禁止にかかる取扱いについては、別途通知する「<u>道路法第37条による占有禁止又は制限に係る当面の運用について（令和5年6月28日付け国道利第6号、国道メ企第38号、国道環第49号路政課長等通知）</u>」に定めるところによる。</p> <p>3 (削除)</p>	<p>本文 (略)</p> <p>記</p> <p>1 道路法第37条の改正趣旨 災害が発生した場合において緊急輸送道路や避難路としての機能を果たすことが想定される防災上の観点から重要な道路については、道路上に設置された占有物件が地震等により倒壊するなどにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすようなことはできる限り避けなければならないところである。 このため、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第36条による義務占有規定を適用しないこととし、道路管理者が区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができるよう措置されたものである。</p> <p>2 当面の対象物件に関する運用方針 道路上に設置されている電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）については、<u>地震等の災害が発生した場合に、これらが倒壊することにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすおそれが高いことから、改正法第37条第1項に基づき、区域を指定して道路上における電柱による占有を禁止することとする。</u></p> <p>3 具体の運用方法 (1) <u>電柱による占有を禁止する道路の区域</u> 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために道路管理者が道路上における電柱による占有を禁止することが特に必要と判断した道路の区域として、平成28年より、<u>緊急輸送道路について道路上における電柱による占有を禁止することとする。</u></p>

(2) 既存の電柱の取扱い

電柱による道路の占有を禁止する日として道路管理者が公示した日より前になされた、法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱については、当面の間、占有を認めることとする。当該電柱の更新・移設についても、当面の間、認めることとする。

なお、法第71条第2項に基づく監督処分により移設される電柱の占有は認めない。

(3) 電柱による占有を禁止する道路の区域における例外

以下の①、②の場合であって、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、仮設の電柱の設置を認めることとする。(原則2年間)

① 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合

② 宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合

ここで「直ちに道路区域外に用地の確保ができない」場合とは、電柱を設置するために必要な用地の使用について、直ちに用地の所有者の了解が得られないと認められる場合(この場合にあつては、用地の所有者が、新たに電力・通信サービスの供給を望む者と同一の場合を除くこととし、用地の所有者との全ての交渉記録等を要することとする。)、又は、物理的に電柱を設置する場所が道路区域の他に存在しないと認められる場合とする。

また、仮設の電柱を設置した場合において、占有期間の延長は認めないこととする。ただし、電線類の地中化工事を実施する場合であつて、工事始期又は事業予定年次が明確であるときは、当該工事の完了までの間、占有期間の延長を認めることができる。

なお、上記によらない場合であつて、仮設の電柱を設置する必要が生じた、又は仮設の電柱の占有期間を延長する必要が生じたことにより、電気事業者、電気通信事業者等が占有許可申請を行おうとする、又は行ったときには、道路管理者は、国土交通省道路局路政課に相談することとする。

(4) 警察署長協議

占有を禁止し、又は制限する道路の区域を指定しようとする場合においては、法第37条第2項に基づき、あらかじめ当該地域を管

4 (削除)

轄する警察署長に当該道路の占有を禁止し、又は制限する理由及び区域について協議しなければならない。禁止又は制限を解除しようとする場合も同様である。

(5) 占有の禁止又は制限の公示

占有を禁止し、又は制限する道路の区域を指定しようとする場合においては、法第37条第3項に基づき、あらかじめその旨を公示しなければならない。このとき、ホームページに掲載するなどの適切な方法により周知を図ることとする。

なお、区域の指定を解除しようとする場合においても同様に周知を図ることとする。

4 その他

(1) 電柱による占有を禁止する道路の区域を指定しようとする場合には、地方ブロック無電柱化協議会を活用するなどして、あらかじめ関係地方公共団体の防災担当部局、電気事業者、電気通信事業者等の関係事業者及び防災に知見を有する有識者等の意見を聴取することとする。

(2) 都道府県又は市町村が法第37条第1項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝に係る電線共同溝の占有予定者（同法第5条第2項に規定する電線共同溝の占有予定者をいう。）に対し電線共同溝への電線の敷設工事（これに附帯する工事を含む。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、電線敷設工事資金貸付金の活用が可能であることから、当該貸付金の活用を希望する場合は、国土交通省道路局環境安全課に相談することとする。

(3) 無電柱化事業を実施するにあたっては、電柱による占有を禁止された道路区域においても同様に、新たな無電柱化推進計画が策定されるまでは、現行の「無電柱化に係るガイドライン」（平成22年2月策定）に基づき、あらかじめ地方ブロック無電柱化協議会における合意を得ることとする。

(4) 緊急輸送道路について電柱による占有を禁止することに鑑み、電気事業者又は電気通信事業者以外の者が、緊急輸送道路に電柱に類する柱状の物件を設置しようとする場合には、災害が発生した場合における当該物件の倒壊のおそれ等を踏まえて占有許可の可否を判

断すること。

- 道路法第 37 条の改正に伴う電柱による占用の禁止に係る取扱いについて（平成31年 4 月 1 日付け国道利第47号、国道メ企第36号、国道環第124号国土交通省道路局路政課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長通知）

（下線部分が改正部分）

改正後	現 行
本文（略）	本文（略）
記	記
1～3（略）	1～3（略）
4 その他	4 その他
<u>(1)（削除）</u>	(1) <u>電柱による道路の占用を禁止する日として道路管理者が公示した日より前になされた、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく許可又は法第 35 条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱については、当分の間、占用を認めることとする。</u>
<u>(2)（削除）</u>	(2) <u>当該電柱の更新又は移設についても、当分の間、認めることとする。ただし、当該電柱の更新とは、老朽化等を原因として既設電柱を除却することが必要となった場合に、更新前の電柱と同一場所に新たな電柱を設置することをいい、当該電柱の移設とは、移設元の電柱に近接する場所に、移設元の電柱と同一のサービスの提供を行うための電柱を設置することをいう。</u>
<u>(3)（削除）</u>	(3) <u>(1) 及び (2) において、「当分の間」としているのは、道路法令上、電柱による道路の占用を継続するためには、10 年ごとに占用許可を更新する必要がある、現在の許可期間を超える占有許可を保障するものではないことを明らかにするためである。</u>
<u>(4)（削除）</u>	(4) <u>法第 71 条第 2 項に基づく監督処分により移設される電柱の占有は認めない。</u>
<u>(5)（削除）</u>	(5) <u>無電柱化は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を目的としている。今般、法第 37 条第 1 項の規定により、車両の能率的な運行、歩行者の安全かつ円滑な通行又は災害が発生した場合における被害の拡大の防止の観点から道路上における電柱の占有を禁止することとしており、良好な景観の形成を目的としていないが、これは良好な景観の形成の目的が他の目的に比べ必要性が低いことを意味するものではない。今後、同</u>

(1) 1～3に定めるもののほか、電柱による道路の占用の禁止にか
かる取扱いについては、別途通知する「道路法第37条による占有
禁止又は制限に係る当面の運用について（令和5年6月28日付け
国道利第6号、国道メ企第38号、国道環第49号路政課長等通知）」
に定めるところによる。

(2) 施行期日 (略)

項の規定の取扱いにかかわらず、地域の協力を得て行う軒下配線
方式や裏配線方式等の多様な手法を用いて、良好な景観の形成を
目的とした無電柱化にも積極的に取り組むものとする。

(新設)

(6) 施行期日 (略)

国道利第 8 号
国道メ企第 40 号
国道環第 51 号
令和 5 年 6 月 28 日

各都道府県担当部長 殿
各指定市担当局長 殿

国土交通省道路局
路 政 課 長
国道・技術課長
環境安全・防災課長

「道路法第 37 条による占有禁止又は制限に係る当面の運用について」等の送付について

標記について、各地方整備局等担当部長等あてに下記のとおり通知を発出しましたので、参考まで送付いたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あて、この旨通知願います。

記

- 1 道路法第 37 条による占有禁止又は制限に係る当面の運用について（令和 5 年 6 月 28 日付け国道利第 6 号、国道メ企第 38 号、国道環第 49 号）・・・別添 1
- 2 「道路法第 37 条による占有禁止又は制限に係る当面の運用について」に伴う関係通知の一部改正について（令和 5 年 6 月 28 日付け国道利第 7 号、国道メ企第 39 号、国道環第 50 号）・・・別添 2